

# 鹿児島市立瀬々串小学校『いじめ防止基本方針』

平成27年3月制定 令和5年3月改訂

## いじめ防止基本方針全体計画

### 【いじめ防止についての学校の目標】

学校目標「創造性に富み、心豊かでたくましく生きぬく瀬々串っ子の育成」の下、全教育活動をとおして全ての児童が『いじめは決して許されない行為である』ことを十分に理解し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することなく、生きがいのある充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ問題根絶」に全職員で取り組む。

### 【いじめ防止対策委員会(心の教育推進委員会)】

構成：校長・教頭・生徒指導主任・保健主任・養護教諭・道徳科主任・当該児童担任等（必要に応じて：PTA役員・学校運営協議会・スポーツ少年団育成会・あいご会・民生児童委員等）

内容：いじめ問題をはじめ、不登校問題、不登校傾向問題（登校しぶり等）の児童の心の問題について共通理解を図り、その問題解決にむけた話し合いを行い、学校としての取組、関係機関との連携・協力を図る。また「心の教育」に係る取組も検討する。学期1回年3回、他必要に応じて実施。校長室または、職員室にて実施。

### PTA・地域との連携

- ・学級PTA
- ・PTA理事会
- ・PTA総会の活用
- ・教育懇話会
- ・学校運営協議会
- ・スポーツ少年団育成会
- ・あいご会
- ・民生児童委員

### 学校の取組

- いじめの未然防止
  - ・毎週木曜日の職員朝会での生徒指導の共通理解
  - ・いじめ問題を考える週間の実施
  - ・県民週間に合わせた道徳一斉授業
- いじめの早期発見
  - ・各種アンケートの定期的な実施
  - ・面談の実施
- いじめ問題発生時への対応※別紙組織図
  - ・いじめ問題対策委員会の設置,報告体制の確立
  - ・聞き取り,指導経過の記録

### 関係機関との連携

- ・県教委・市教委
- ・南警察署
- ・児童相談所
- ・市役所福祉課
- ・SC・SSW・相談機関
- ・医療機関・法務局
- ・フレンドシップ 等

## 年間計画

月	児童・保護者・地域関係	職員関係	評価・検証関係 ※は毎月25日付近で実施
4	・いじめを考える週間 ・家庭訪問 ・PTA総会(本年度の教育方針・いじめ防止基本方針)	○新年度初めに児童の共通理解を図る。(生活指導面・保健面・特別支援教育面)	○年間活動計画の検討 ※心の声カードの実施・分析
5	・児童総会 ・ニコニコ月間への取組	○ニコニコ月間への取組内容についての共通理解 ★心の教育推進委員会(定例)	※ニコニコ調査の実施・分析
6		○仲間づくり,学級づくり	○ニコニコ月間での取組内容の振り返り ※学校たのしいーとの実施・分析
7	・アンケートの実施 ・保護者面談(夏休み) ・教育懇話会・学校運営協議会(地域)	○アンケートの結果を基に個人面談の実施 ○学校評価(職員)	○教育相談の内容の取りまとめ ※学校評価(児童)の実施・分析
8	・携帯・ネット利用実態調査(児童・保護者)	○保護者面談 ○生徒指導関係の職員研修の実施	○学期取組の総括及び次学期に向けての取組確認 ○アンケートの分析
9	・いじめを考える週間	○学期初めの児童実態の共通理解 ○必要に応じて,児童・保護者の面談実施	○児童・保護者の面談における相談の内容の取りまとめ ※心の声カードの実施・分析
10	・運動会の実施	○運動会をとおした仲間づくり,学級づくり ★心の教育推進委員会(定例)	○取組の反省 ※ニコニコ調査の実施・分析
11	・県民週間における道徳一斉授業 ・人権教室 ・教育懇話会・学校運営協議会(地域)	○道徳や情報モラルの授業を通しての実践指導	○取組の反省 ※学校たのしいーとの実施・分析
12	・アンケートの実施 ・にこにこ集会	○学校評価(職員)	○学期取組の総括及び次学期に向けての取組確認 ※学校評価(児童)の実施・分析
1	・校区青少年育成大会 ・いじめを考える週間	○学期初めに児童の共通理解を図る。 ○次年度への共通理解と引継の徹底	○取組の反省 ※心の声カードの実施・分析
2	・児童総会	○学校評価(職員)	○取組検証及び次年度活動計画策定 ※学校たのしいーとの実施・分析
3	・学校運営協議会(地域)	★心の教育推進委員会(定例)	○年間総括及び次年度に向けての取組確認 ※学校評価(児童)の実施・分析

## 2. いじめ防止に関する基本的な考え方

### いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (1) いじめの認知

特定の教職員によることなく、第22条「学校におけるいじめの防止などの対策のための組織」を活用して行う。

#### (2) いじめの判断

ア 表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

イ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

ウ 背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

エ いじめに当たると判断した場合にも、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。

(「鹿児島県いじめ防止基本方針の改定 平成29年10月」抜粋)

## 3. いじめの未然防止について

「いじめ防止対策推進法」 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、法律で禁止されており、決して許されないことであるという基本認識に立ち、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

#### (1) 実践の方向性

ア 学校の教育活動全体をとおして、すべての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。

イ 未然防止の観点から、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの基盤づくりに努める。

ウ いじめ問題への取組の重要性について保護者は勿論のこと、地域住民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組めるように普及啓発を推進する。

#### (2) 取組概要

- 毎週木曜日の職員朝会での生徒指導の共通理解
- いじめ問題を考える週間の実施
- にこにこ月間の実施
- あいさつ運動月間の実施
- 県民週間に合わせた道徳一斉授業
- 児童会によるいじめ防止活動(ボランティア活動・あいさつ運動等)
- 読書活動の推進
- 校外研修への積極的参加
- 職員研修の充実(カウンセリング等)

## 4. いじめの早期発見について

#### (1) 実践の方向性

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。

イ いじめの早期発見のため、毎週木曜日の職朝において気になる児童の共通理解の場を設けたり、アンケート調査や教育相談、家庭訪問を実施したりするなど、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えると共に、地域、家庭と連携して子どもを見守る環境づくりに努める。

#### (2) 取組概要

- 無記名アンケートの実施
- 個別面談の実施(児童)
- 保護者との面談の実施
- 電話相談窓口の周知(かごしま教育ホットライン24等)

## 5. いじめに対する対応

#### (1) 実践の方向性

ア 教職員はかねてより、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立しておく(「心の教育推進委員会」)

イ いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた子どもを守り通すと共に、いじめた側の子どもに対しては本人の人格の成長

を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

ウ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(2) いじめの解消の確認

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続している。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(3) いじめの再発への注意

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害者及び加害者を注意深く観察する。

(4) 取組概要

- 心の教育推進委員会の早期対応
- 被害児童・加害児童への適切なケア及び指導（スクールカウンセラー等）
- 教職員の共通理解、保護者との協力、専門家・警察・福祉関係機関との連携
- 関係学年、学級への集団的指導・支援（いじめを見のがさない・生み出さない）
- ネットいじめへの対応（警察署・法務局等との連携）

## 6. 重大事態への対応

### 重大事態の発生

- ・ 市教委へ重大事態の発生の第一報を行い、市教委が調査の主体を判断する。

### 学校に重大事態の調査組織を設置（学校主体の判断の場合）

- ・ 「心の教育推進委員会」が調査組織の母体となる。
- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するように努める。

### 事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

### いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

- ・ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

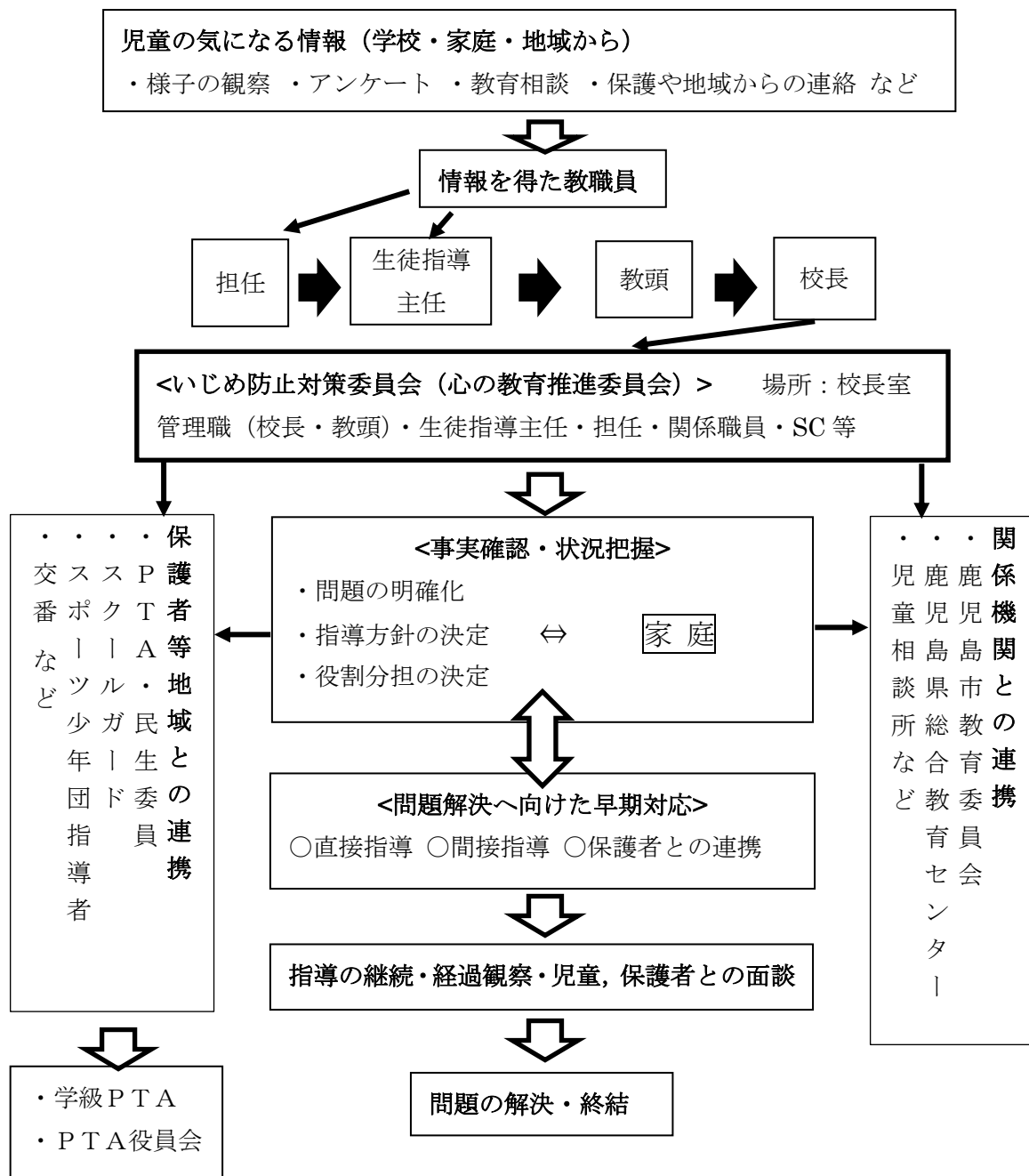
### 調査結果を教育委員会に報告

- ・ 希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

### 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 調査結果を踏まえ再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ・ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

## 7. いじめを認知した場合の連絡体制及び連携



## 8. 相談機関

鹿児島南警察署喜入交番	3 4 5 - 0 0 1 4
県警察本部（少年サポートセンター）	2 3 2 - 7 8 6 9
市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1
鹿児島市教育相談室	2 2 4 - 1 1 7 9
県総合教育センター 教育相談課	2 9 4 - 2 2 0 0
中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3
県精神保健福祉センター	2 1 8 - 4 7 5 5
市子ども福祉課	2 1 6 - 1 2 6 0